

## 入会案内

### 【入会資格】

- 協議会の目的および事業に賛同する個人、企業、団体等であれば会員になれます。

### 【入会手続きおよび承認】

- 所定の「入会申込書」にご記入のうえ、協議会事務局までお申し込み下さい。
- 入会は、審査委員会および理事会の承認を得て、会費入金をもって入会となります。

### 【活動の概要】

- 限りあるエネルギー資源と美しい自然環境を次世代に継承するために、最も有効な「ESP」手法の普及活動を展開すると共に、最新技術情報の収集、調査、分析など、新たな環境・省エネ対策を具現化するため、以下の活動を展開する。
  - ・ 「ESP事業」の普及・推進活動。
  - ・ 環境負荷低減に有効な情報の収集・調査・分析。
  - ・ 「環境・省エネ」に関する講習会、研修会の開催およびプロバイダーの養成。
  - ・ 開発・開拓すべき革新技術、システムの提案。

### 【会員資格】

- 会員になると、以下の事項が受けられます。
  - ・ 協議会主催の定期講習会・研修会に参加できます。
  - ・ 「ESP事業」参入への支援が受けられます。
  - ・ 会員専用ホームページが利用できます。
  - ・ 活動状況の報告や資料提供が受けられます。
  - ・ 環境に取り組む企業イメージ、社会性がアピールできます。

### 【会員種別および会費】

- 会員は、正会員（法人A・B、個人、団体、特別）と、準会員（一般、学生）で構成され、種別入会金および年会費（1万円/月×12回）は下表の通りです。

会員種別			入会金	年会費	
正会員	法人会員	(A)	資本金3,000万円までの法人企業	8万円	12万円
		(B)	資本金3,000万円超の法人企業	10万円	24万円
	個人会員	協議会の目的・活動に賛同する個人及び事業者	5万円	12万円	
	団体会員	協議会の目的・活動に賛同する機関・団体	10万円	12万円	
	特別会員	審査委員会および理事会で承認された有資格者	(免除)	(免除)	
準会員	一般会員	会員企業に在籍する社員	無	6万円	
	学生会員	協議会の趣旨に賛同し、ESP事業に強い関心を持ち、研究・開発に意欲のある学生および研究者	無	2.4万円	

\*ご入会は、所定の「入会申込書」をご利用下さい。



## ESP推進協議会 規約 (1)

### 規約

- 第1条 (名称)  
本協議会の名称は、「ESP推進協議会」とする。
- 第2条 (適用範囲)  
この規約は、株式会社グリーンユーティリティー(以下「当社」という)が提唱する「ESP事業」を基に組織する「ESP推進協議会」(以下「本会」という)の管理・運営に関し適用するものとする。
- 第3条 (目的)  
本会は、限りあるエネルギー資源と美しい自然環境を次世代に継承するために、その最も有効な手法である「ESP事業」の普及・推進活動を展開すると共に、最新技術情報の収集・調査・分析により、新たな環境・省エネ対策を講じ、会員相互の発展を通じ社会に貢献することを目的とする。
- 第4条 (事業)  
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。  
1、「ESP事業」の普及・推進活動。  
2、環境負荷低減に有効な情報の収集・調査・分析および研究。  
3、「環境・省エネ」に関する講習会、研修会および特別講座の開催。  
4、開発・開拓すべき核心技術やシステムの提案。  
5、前条の目的を達成するために必要な事業。
- 第5条 (会員)  
本会の目的に賛同し、所定の手続きを行い承認を受けた個人、法人、団体が会員資格を有する。その後、定める入会金および会費の納入をもって会員となる。  
2、会員は、正会員(個人、法人、団体、特別)と準会員(一般、学生)の種別で構成する。  
3、本会は、理事会の承認を得て特別会員を置き正会員として登録することができる。ただし、特別会員にあつては入会金および会費納入の義務は負わない。  
4、本会が特に認めた個人、団体等は、必要に応じ理事会及び審査委員会の承認を受けオブザーバとして参加することができる。  
5、入会金および会費については、別途定める。  
6、会員は、本会規約を遵守し、会員資格を第三者に譲渡または貸与してはならない。  
7、会員は、随時本会を退会することができる。この場合、退会の意思を書面により事務局へ届出なければならない。
- 第6条 (会員資格の喪失)  
会員が以下のいずれかに該当したときは会員資格を喪失する。  
1、退会したとき。  
2、会員である法人または団体が解散したとき。  
3、会費を一定期間、納入しないとき。
- 第7条 (除名)  
会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会において出席理事の2/3以上の議決によりこれを除名することができる。なお、前条の会員資格喪失および除名された場合、納入された入会金および会費等について何ら請求することはできない。  
1、本会の規約に違反し、運営を阻害したとき。  
2、本会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき。  
3、虚偽の事項を登録したことが判明する等、会員として不適当な行為があつたとき。
- 第8条 (知的財産権)  
本会で提供あるいは入手する情報・資料等に関する著作権などの知的財産権は、当社に保留される。

## ESP推進協議会 規約 (2)

2、 前項は、退会および除名後も適用される。

### 第9条 (役員および理事会)

本会に役員(会長1名、理事若干名)を置く。

2、 会長は理事の互選とし、本会を代表して会務を統括する。

3、 理事は、当社役員および特別会員から選出する。

4、 理事は理事会を構成し、必要に応じて開催し、本会の業務の執行に関する重要事項を決定する。

5、 理事会は、審査委員を選任するほか、必要に応じて委員会を置くことができる。

### 第10条 (事務局)

本会の活動を円滑に処理するため、事務局を置く。

2、 事務局は、当社本社事務所に置く。

3、 事務局は審査委員会を補佐する。

4、 事務局は、第4条に関わる事業活動支援、その他本会の管理・運営を担う。

### 第11条 (規約の改定)

本規約は、事務局を通じ理事会の決議により改定することができる。

### 【 附 則 】

#### (実施期日)

本会規約は、2007年11月1日から実施する。

本会規約は、2009年2月20日から実施する。